

国住指第 3667 号
平成 29 年 2 月 13 日

都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

遊戯施設の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の
項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件の
改正について（技術的助言）

遊戯施設の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事
項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成 20 年国土交通
省告示第 284 号。以下「第 284 号告示」という。）の一部を改正する件は、平
成 29 年 2 月 13 日に公布し、平成 29 年 10 月 1 日に施行することとした。

については、改正後の第 284 号告示の運用について、地方自治法（昭和 22 年法
律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として下記のとおり
通知する。

貴職におかれては、貴管内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認
検査機関に対しても、この旨周知方お願いする。

なお、国土交通大臣指定及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対し
ても、この旨通知していることを申し添える。

記

第 1 改正の概要

第 284 号告示は、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 6
条の 2 の 2 第 2 項及び第 3 項並びに第 6 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、
第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する遊戯施設について建築基準法（昭和 25 年法
律第 201 号。以下「法」という。）第 88 条第 1 項において準用する法第 12
条第 1 項に規定する調査及び法第 88 条第 1 項において準用する法第 12 条第
3 項に規定する検査並びに法第 88 条第 1 項において準用する法第 12 条第 2
項及び第 4 項に規定する点検（以下「定期検査等」という。）の項目、事
項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定めている。

今般、遊戯施設の定期検査等に関して、近年の事故等を踏まえ、基準の改正を行うこととした。

(1) 構造部分について (別表 一(五)設置時の荷重を超える荷重の有無 等)

構造上主要な部分に想定外の負荷がかかっていないことを、目視により確認するため、設計図書と比較し、設置時と異なる構造物又は装飾物等の有無を確認することとした。なお、ここでいう設計図書とは、設置時に作成したもののみではなく、設置後の改造、改修又は変更等の安全対策等を行った際に、適切な強度検証のもと作成した設計図書も含むものとする。

(2) 車輪装置について (別表 三(七)駆動車輪装置 等)

車輪に空転等のすべりが生じた場合は、後続車両の追突等の重大な事故に至るおそれがあるため、運行中の車輪のすべりの有無を確認することとした。

また、車輪の種別に応じ、車輪が適正な状態であることを確認する必要があり、鋼製車輪及び溝無しソリッドタイヤにおいては摩耗量の測定、溝付きタイヤにおいてはタイヤの溝深さの測定、空気入りタイヤの場合は空気圧の測定を行うこととした。なお、空気圧については、タイヤの種別、形状、負荷等によって基準値が異なることから、製造者が定める基準値と比較し、判定することとした。

(3) 巻上用装置について (別表 四(一)巻上用チェーン 等)

巻上用チェーンについては、腐食による部材の脱落、破断等のおそれがあるため、リンク板及び軸(ピン)の適正な給油の状況を確認することとした。また、摩耗量の測定にあつては、リンク板の厚さ及び幅の測定を行い、検査結果表に記入することとした。

また、釣合おもりを設けている遊戯施設については、昇降機の定期検査等と同様に、釣合おもりの適正な耐震対策の状況について確認することとした。

(4) 非常止め装置について (別表 五(一)過速スイッチの作動の状況 等)

非常止め装置に调速機を設けている遊戯施設については、昇降機の定期検査等と同様に、非常止め装置の作動確認と併せ、调速機の適正な作動状況について確認することとした。

(5) 乗物関係について (別表 六(二)客席部分を吊る丸鋼、リンクチェーン等の劣化の状況)

懸垂式の遊戯施設については、客席部分を吊る丸鋼、リンクチェーン等(鋼管を含む。)が、腐食等により客席部分が落下する等の重大な事故に至るおそれがあるため、き裂や破損等の経年劣化の状況を確認することとした。

(6) 電気設備について (別表 九(一)受電盤、制御盤及び操作盤 等)

受電盤等の電気設備については、ほこりの堆積等や湿気の滞留により腐食等のおそれがあることから、盤内環境の状況の確認を行うこととした。

また、リミットスイッチ及びセンサーについても、錆や腐食等の経年劣化による不具合や誤作動等が生じた場合は、車両の追突等の重大な事故に至るおそれがあるため、錆や腐食等の劣化の状況を確認することとした。

(7) その他

その他検査に必要な字句の修正を行った。

第2 運用上の留意事項

(1) き裂や変形等の判定について

遊戯施設の各部にき裂や変形等がある場合は要是正の判定とし、検査員は検査結果表の特記事項に具体的内容を記載するとともに、所有者等はその内容を踏まえ、適切な改善策を講じること。ただし、き裂や変形等が製造者が定める許容範囲内である等の合理的な理由により、検査員が運転上支障をきたすおそれがないと判断できる場合においては、この限りでない。なお、この場合において、検査員は所有者等に対し、そのき裂や変形等の具体的な状況及び判断理由等について説明を行うこと。

(2) 設計図書等の管理、活用について

適切な保守点検を行うため、設計図書等の必要な技術資料等について、所有者等は適切な管理を行うとともに、定期検査等の際に必要な資料を、検査員に閲覧させ、又は貸与すること。

(3) 定期的に交換が必要な部品について

消耗部品等の定期的に交換が必要な部品については、適切な保守点検の実施のみならず、所有者等はあらかじめマニュアル等に定められた交換基準や維持保全計画書等に基づき、適切に部品交換を行うこと。また、検査員は所有者等に対し、定期検査等を行った際の消耗部品等の劣化状況等を鑑み、交換の時期や必要性について適切な提案又は助言を行い、定期的な部品交換が確実に行われるよう促すこと。

(4) 検査結果表記入時の留意事項について

複数の測定結果が存在する場合、検査結果表の各検査項目に測定結果を記入するに当たっては、最も劣化が進行している数値を記入すること。